

J-クレジット制度 プロジェクト計画書 （森林管理プロジェクト用）

プロジェクトの名称：

御嵩町森林経営信託によるクレジット創出事業

| | |
|----------------|-----|
| プロジェクト 実施者名 | 御嵩町 |
|----------------|-----|

妥当性確認申請日 2014年 2月 7日

プロジェクト登録申請日 2014年 3月24日

1 プロジェクト実施者の情報

1.1 プロジェクト実施者（複数のプロジェクト実施者がいる場合は代表実施者）

| | |
|------|-----------------------|
| 実施者名 | (フリガナ) ミタケチョウ |
| | 御嵩町 |
| 住所 | 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1 |

1.2 プロジェクト代表実施者以外のプロジェクト実施者 ※1

| | |
|------|--------|
| 実施者名 | (フリガナ) |
| | ※該当者無し |
| 住所 | |

※1 複数のプロジェクト実施者が参加する場合には、欄をコピーしてそれぞれのプロジェクト実施者の情報を記載すること。

1.3 J-クレジット保有者 ※1

| | |
|------|-----------------------|
| 保有者名 | (フリガナ) ミタケチョウ |
| | 御嵩町 |
| 住所 | 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1 |

※1 J-クレジット保有者が決まっている場合は記入すること。

※ 以下、複数のプロジェクトをまとめて申請する場合は、2~4の内容を方法論ごと・実施場所ごとに記載すること。

2 プロジェクト概要

2.1 プロジェクトの目的及び概要

| | | |
|------------|--|-------------------------|
| プロジェクト名 | 御嵩町森林経営信託によるクレジット創出事業 | |
| 目的 | 御嵩町は平成25年3月15日に内閣府より選定された「御嵩町環境モデル都市行動計画」の取り組み内容「カーボン・オフセット認証取得と森林づくりへの活用」に基づき、本事業を実施する。 | |
| 概要 | <p>本町は岐阜県の中南部に位置し、中部圏の中心である名古屋市及び県都岐阜市まで35km圏域にあり、面積は56.61km²(東西12.4km、南北8.9km)、人口は約1万8千人(H26年3月現在)を有している。</p> <p>地形的には、町域の59.7%を森林が占めるなど、希少動植物が生息する貴重な自然環境を保有している一方、町内の中心部には快適な居住環境を有する平野部が広がっており、木曾と飛騨の山々と濃尾平野が接する里山の町を形成している。</p> <p>古くから中山道の宿場町及び門前町として形成され、明治期には可児郡役所が置かれるなど、東濃地域の政治・文化の中心地として栄えてきた。</p> <p>また、明治期に亜炭が発見され、昭和期には産業の近代化とともに需要が増大し、昭和40年頃までは「亜炭のまち」として隆盛を極めたが、エネルギー革命を契機に亜炭産業は衰退した。近年、名古屋方面に比較的近い好条件を活かした住宅地・工業団地開発を推進してきたが、東海環状自動車道の開設により中部経済圏域へのアクセスが飛躍的に向上し、製造業を中心に企業立地が進んだ。</p> <p>こうした中、平成24年度(2012年度)に温室効果ガスの大幅削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市を国が指定する「環境モデル都市」の追加選定が行われた結果、新たに御嵩町を含む7都市が選定された。</p> <p>御嵩町では環境モデル都市に選定されたことを受け、平成25年度(2013年度)に、環境モデル都市として町が掲げる温室効果ガスの削減目標と、今後5年以内に具体化を図る取組内容を中心にとりまとめた「御嵩町環境モデル都市行動計画」を策定した。</p> <p>この「御嵩町環境モデル都市行動計画」の主要な取り組みである「森林経営信託方式による持続可能な森林経営モデルの推進」での間伐実施により温室効果ガス吸収量を増大させ、同じく「御嵩町環境モデル都市行動計画」の取り組みである「カーボン・オフセット認証取得と森林づくりへの活用」に基づき、本プロジェクトを実施する。</p> | |
| プロジェクト実施場所 | 市町村 | 御嵩町 |
| | 場所 ※1 | 御嵩町森林経営信託事業区(御嵩町御嵩北山地内) |

※1 「○林班～○林班」、「○○事業区」等と記載するとともに、森林計画図等の図面を添付する。

2.2 プロジェクト実施前後の状況

(プロジェクト実施前のプロジェクト実施地の状況※1)：

本町の総面積は 5,661ha で、うち森林面積は 3,368ha で森林率は 59.7% となっており、内訳は町有林 806ha、私有林 2,476ha、国有林 (分収造林地) 76ha となっている。

| 御嵩町 所有区分 | 面積 (h a) | | | | | 蓄積 (千m ³) | | |
|----------------|----------|-------|-------|----|------|-----------------------|-----|-----|
| | 計 | 天然林 | 人工林 | 竹林 | 無立木地 | 計 | 針葉樹 | 広葉樹 |
| 国有林 (分収造林地) | 76 | | 76 | | | 10 | 10 | |
| 県有林 | 11 | 1,575 | 1,631 | 20 | 67 | 512 | 395 | 117 |
| 町有林 | 806 | | | | | | | |
| 私有林等 | 2,476 | | | | | | | |
| 計 | 3,369 | 1,575 | 1,707 | | | 522 | | 522 |

※端数処理による数値誤差有り

森林の現況 (人工林)

| | スギ | | ヒノキ (クロマツを含む) | |
|-------|--------|----------------------|---------------|----------------------|
| | 面積(ha) | 蓄積 (m ³) | 面積(ha) | 蓄積 (m ³) |
| 6 齢級 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| 7 齢級 | 0.00 | 0 | 2.33 | 465 |
| 8 齢級 | 0.00 | 0 | 2.98 | 372 |
| 9 齢級 | 0.00 | 0 | 5.07 | 1,016 |
| 10 齢級 | 0.06 | 19 | 20.45 | 3,458 |
| 11 齢級 | 25.83 | 5,230 | 48.61 | 7,888 |
| 12 齢級 | 19.50 | 7,512 | 29.28 | 6,305 |
| 13 齢級 | 8.33 | 2,825 | 2.98 | 312 |
| 14 齢級 | 0.30 | 120 | 6.93 | 1,722 |
| 15 齢級 | 0.00 | 0 | 3.96 | 923 |
| 16 齢級 | 0.31 | 107 | 3.46 | 1,057 |
| 17 齢級 | 0.00 | 0 | 4.57 | 1,122 |
| 18 齢級 | 0.00 | 0 | 6.53 | 1,475 |
| 19 齢級 | 1.33 | 612 | 0.00 | 0 |
| 20 齢級 | 0.00 | 0 | 0.30 | 52 |

御嵩町森林経営計画書に基づく、森林の現況 (人工林) の樹種別、齢級別の面積と蓄積は左記のとおりである。

間伐対象地の現況 (人工林)

| | スギ | | ヒノキ (クロマツ・アカマツを含む) | |
|-------|--------|----------------------|--------------------|----------------------|
| | 面積(ha) | 蓄積 (m ³) | 面積(ha) | 蓄積 (m ³) |
| 7 齢級 | 0 | 0 | 2.33 | 465 |
| 8 齢級 | 0 | 0 | 2.51 | 313 |
| 9 齢級 | 0 | 0 | 5.07 | 1,016 |
| 10 齢級 | 0.06 | 4,358 | 4.65 | 797 |
| 11 齢級 | 22.91 | 6,798 | 21.83 | 4,018 |
| 12 齢級 | 17.63 | 2,307 | 9.2 | 2,501 |
| 13 齢級 | 6.56 | 0 | 2.79 | 277 |
| 14 齢級 | 0 | 0 | 4.61 | 1,093 |
| 15 齢級 | 0 | 0 | 0.47 | 139 |
| 16 齢級 | 0 | 0 | 3.07 | 921 |
| 17 齢級 | 0 | 0 | 6.03 | 1,287 |
| 18 齢級 | 0 | 0 | 0.13 | 27 |

御嵩町森林経営計画書に基づく、間伐対象地の現況 (人工林) の樹種別、齢級別の面積と蓄積は左記のとおりである。

本プロジェクト対象地の現況

| | 面積(ha) | |
|-------|--------|-------|
| | スギ | ヒノキ |
| 6 齡級 | 0 | 0 |
| 7 齡級 | 0 | 0.97 |
| 8 齡級 | 0 | 3.87 |
| 9 齡級 | 0 | 5.07 |
| 10 齡級 | 0 | 1.11 |
| 11 齡級 | 1.96 | 20.67 |
| 12 齡級 | 9.06 | 16.69 |
| 13 齡級 | 10.05 | 3.86 |
| 14 齡級 | 0 | 1.69 |
| 15 齡級 | 0 | 3.39 |
| 16 齡級 | 0.16 | 3.15 |
| 17 齡級 | 0 | 0.73 |
| 18 齡級 | 0 | 0.05 |
| 19 齡級 | 0 | 0 |
| 20 齡級 | 0 | 0 |

本プロジェクト対象地の樹種別、齡級別の面積は左記のとおりである。

(プロジェクト実施後のプロジェクト実施地の状況 ※2) :

樹種別の立木の標準伐期齢

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安とし選定することとする。
立木の標準伐期齢は、本町における標準的な立木の伐採（主伐）の時期に対する指標、制限林の伐採規制等に用いるものである。

なお、この基準は、立木の伐採（主伐）の時点に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

単位（伐期齢：年）

| 地区 | 樹 種 | | | | |
|-------|-----|-----|--------------|------------|-----|
| | スギ | ヒノキ | アカマツ クロマツ | その他 針葉樹 | 広葉樹 |
| 御嵩町全域 | 35 | 45 | 35 | 55 | 20 |

また、長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齢は、以下のとおりとする。

〈長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齢〉

長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齢＝（標準伐期齢×2）以上

※標準伐期齢は、指標として御嵩町森林整備計画で定められるものであるが、その林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

なお、森林法（昭和26年6月26日法律第249号）等により伐採林齢に制限がある森林については、各法令等の基準に従う必要がある。

人工造林の標準的な方法

人工造林の樹種別及び仕立て別の植栽本数

主要樹種における1ha当たりの植栽本数は、下表の植栽本数を基礎とするものとする。
なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県林業普及指導員または町林務担当部署等と相談の上、適切な植栽本数とする。

| 地域 | 樹種 | 本数(本/ha) |
|----|------------------|-------------|
| 全域 | スギ ヒノキ 広葉樹 | 1,000~5,000 |

人工林は、間伐の適期実施など適正な森林整備を実施するものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

- ①下層植生が消失しているなど過密となっている林分では、間伐を実施する。
- ②森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。
- ③間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、下記の基準表を基に定めるものとする。
- ④間伐効果を長期間発揮させ育林コストの縮減等を図る観点から、気象被害等に十分注意した上で間伐率を30%以上にすることが望ましい。
- ⑤崩壊地の上部は除間伐を集約的に実施し、林床植生の育成を促進する。
- ⑥伐倒木及び林地残材が流出するおそれのある場合は、適切に流出防止対策を施すほか、林外への搬出や伐倒木の木柵等への利用を図るものとする。
特に土砂の流出路となる谷筋(高水位以下)においては、伐採した立木が谷筋に入らないようにする。
- ⑦周辺環境に配慮すべき人工林や生育が悪く木材利用に向かない人工林等は、強度の間伐を進めることにより、将来的に天然林へ移行させる。

スギ育成単層林間伐基準表

| 樹種 | 生産目標 [植栽本数] | 間伐区分 | 間伐時期 (年) | 間伐本数 | 間伐率 (%) |
|----|-----------------------|-------|-------------|---------|------------|
| スギ | 心持樹・板材 [3,000本/ha] | 第1回間伐 | 12~17 | 400~600 | 15~20 |
| | | 第2回間伐 | 18~23 | 500~700 | 20~30 |
| | | 第3回間伐 | 24~30 | 300~500 | 20~30 |

【参考】長伐期施業における間伐基準

| 樹種 | 生産目標 [植栽本数] | 間伐区分 | 間伐時期 (年) | 間伐本数 | 間伐率 (%) |
|----|-----------------------------------|-------|-------------|---------|------------|
| スギ | 大径材生産 (板材・構架材等) [3,000本/ha] | 第1回間伐 | 12~16 | 500~700 | 20~25 |
| | | 第2回間伐 | 18~22 | 500~700 | 25~30 |
| | | 第3回間伐 | 27~31 | 400~600 | 25~35 |
| | | 第4回間伐 | 38~42 | 300~400 | 25~35 |
| | | 第5回間伐 | 58~62 | 200~300 | 25~40 |

ヒノキ育成単層林間伐基準表

| 樹種 | 生産目標 [植栽本数] | 間伐区分 | 間伐時期 (年) | 間伐本数 | 間伐率 (%) |
|-----|-----------------------|-------|-------------|---------|------------|
| ヒノキ | 心持樹・造樹 [3,000本/ha] | 第1回間伐 | 12～17 | 600～800 | 20～30 |
| | | 第2回間伐 | 18～23 | 400～600 | 20～30 |
| | | 第3回間伐 | 24～30 | 300～500 | 20～30 |

【参考】長伐期施業における間伐基準

| 樹種 | 生産目標 [植栽本数] | 間伐区分 | 間伐時期 (年) | 間伐本数 | 間伐率 (%) |
|-----|-----------------------------------|-------|-------------|---------|------------|
| ヒノキ | 大径材生産 (役物樹・板材等) [3,000本/ha] | 第1回間伐 | 17～21 | 500～700 | 20～25 |
| | | 第2回間伐 | 25～29 | 400～600 | 20～25 |
| | | 第3回間伐 | 33～37 | 400～600 | 25～35 |
| | | 第4回間伐 | 48～52 | 350～450 | 30～35 |
| | | 第5回間伐 | 68～72 | 150～250 | 20～30 |

平均的な間伐の実施時期の間隔年数

| | |
|----------------------------|-----|
| 標準伐期齢未満(人工植栽に係るもので樹種を問わない) | 10年 |
| 標準伐期齢以上(人工植栽に係るもので樹種を問わない) | 15年 |

間伐実施に伴う冠雪害※1の発生の防止に関する指針

冠雪害危険度マップ※2において、危険地区として示されている区域内においては、耐冠雪害性の高い森林を育てるため、早めの間伐を実施する。

また、優勢木の平均形状比(樹高/胸高直径)が高い(概ね70以上)林分における急激な伐採は、冠雪害が発生する危険性が高いため、間伐を行う場合には、伐採率、施業後の林分形状、地形状況等を考慮し、必要に応じて巻き枯らし間伐の導入や弱度の間伐を繰り返し行い、形状比を徐々に低くしていくものとする。

ただし、巻き枯らし間伐は、森林病虫害の発生や不意の落枝・倒木による事故の恐れのある箇所では行わない。

※1 冠雪害 : 湿った雪が樹木に付着して、樹木が雪の重量を支えきれずに、折れ曲がったり倒れたりする被害のことを指す。

※2 冠雪害危険度マップ : 冠雪害の発生する危険度が高い地域を示した地図のこと。現在、ホームページ「ぎふ ふおれナビ(公開型森林GIS)」において公開している。
危険地区は、12月から3月の4ヶ月間を対象に、過去10年間の気象データを調査し、降水量・最高気温・最低気温の3つの要件により判定されている。

【参考】「ぎふ ふおれナビ(公開型森林GIS)」アドレス:

「<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/ringyo-mokuzai-sangyo/yutakanamori/forenabi/>」

保育の作業種別の標準的な方法

| 種類 | 樹種 | 実施年数及びその回数等 |
|------|-----------|--|
| 下刈 | スギ | 植栽の年から5年間、年1回夏期に行う。 |
| | ヒノキ | 植栽の年から6年間、年1回夏期に行う。 |
| つる切り | スギ | 下刈終了後、3年目に1回を標準とする。 |
| | ヒノキ | 下刈終了後、2年間隔で2回を標準とする。 |
| 除伐 | スギ | 下刈終了後、3年目に1回を標準とし、つる切りと同時に行う。 |
| | ヒノキ | 刈終了後、2年間隔で2回を標準とし、つる切りと同時に行う。 |
| 枝打ち | スギ ヒノキ | 枝下高3.5m程度までを3回で打ち上げることを標準とする。 具体的には積雪の少ない地域では、根元直径が6cm(2~4齡級)の時期から開始し、2回目以降の枝打ちは巻き込みが完了し、枝下径が6cmに成長したごとに行う。 なお、枝打ち季節は生育休止期である10~3月に行うが、厳冬期は枝が割れやすく傷口も凍る恐れがあるので避ける。 |
| 雪起こし | スギ ヒノキ | 造林地への降雪状況に応じ、倒伏木について、消雪後に行う。 |

注) 本基準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、立地条件、植栽木の生育状況及び生産目標等に即して効果的な作業時期、回数、方法を十分検討の上適切に実行するものとする。

その他間伐及び保育の基準

- ①造林地に侵入した広葉樹の施業例スギ人工造林地に侵入した広葉樹の扱いについては別途、規程である。
- ②自然条件や生産目的に応じた適切な間伐及び保育を推進し、森林の健全性を確保する。
- ③森林施業の集約化及び団地化や機械化を通じた効率的な間伐及び保育の森林整備を推進し、間伐材の利用促進を図るものとする。
- ④施業の実施にあたっては周辺の自然環境に十分配慮し、森林の健全性を確保するよう努めるものとする。
- ⑤伐倒木及び林地残材が流木化し、下流で橋梁等の埋塞による土砂・洪水氾濫被害を拡大させることが無いよう流木災害の発生の恐れがある森林では、現地の状況に応じて下刈り、除伐、間伐等の森林整備を進め、根系の発達を促し、林分を速やかに健全な状態に移行させることとする。

2.3 プロジェクト要件への適合

| | |
|------------------|--|
| プロジェクトの実施日 ※1 | ■平成 25 年 4 月以降に実施されたプロジェクトである □平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月に実施されたプロジェクトであり、 オフセット・クレジット（J-VER）制度におけるプロジェクト登録 を受けていない ※2 □平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月に実施されたプロジェクトであり、 オフセット・クレジット（J-VER）制度におけるプロジェクト登録 を受けている ※3 |
| 追加性 | □追加性を有している ※4 |

※1 「プロジェクトの実施日」とは、森林経営計画又は森林施業計画に基づく適切な施業又は森林の保護（森林の巡視等を含む）を実施した日を指す。

※2 【FO-002（植林活動）について】平成 25 年度中に限り J-クレジット制度のプロジェクトとして登録申請を行うことができる。

※3 【FO-002（植林活動）について】オフセット・クレジット（J-VER）制度から移行したプロジェクトについては、「平成 25 年 4 月以降に実施されたもの」という要件を満たしている必要はない。

※4 【FO-001（森林経営活動）について】追加性評価に関する詳細情報は別紙（A.1）に示すこと。

3 方法論

3.1 適用方法論

| | | |
|---------|-------|--------------|
| 適用する方法論 | 方法論番号 | FO-001 ver.2 |
| | 方法論名称 | 森林経営活動 |

3.2 方法論の適用条件への適合

| | | |
|--------|----------|--|
| 条件1 | ■ 適合している | 説明 本事業地は岐阜県地域森林計画対象地であることより森林法5条に該当。 |
| 条件2 ※1 | ■ 適合している | 説明 当初 平成24年10月5日御嵩町の認定（御農林第100号）による森林経営計画に沿って実施され、かつ、計画単位で実施される。（町森林経営信託関連分） 変更 平成25年9月2日御嵩町の認定（御農林第187号） （※当初計画期間：H24.10.12～H29.10.11） |
| 条件3 ※2 | ■ 適合している | 説明 認証対象期間における年度単位の吸収見込み量の累計が常に正である。 |
| 条件4 | ■ 適合している | 説明 上記森林経営計画では、間伐のみであり、主伐の実施予定は無い。 |
| 条件5 | ■ 適合している | 説明 本事業地において、土地転用の予定は無い。 |

※1 【FO-001（森林経営活動）について】算定対象とする施業が含まれる全ての森林経営計画又は森林施業計画の認定番号及びその認定期間を記載すること。

※2 【FO-002（植林活動）について】算定対象とする施業が含まれる全ての森林経営計画又は森林施業計画の認定番号及びその認定期間を記載すること。計画が認定されていない場合は、モニタリング報告書に記載すること。

3.3 モニタリング・算定方法

| プロジェクト実施後吸収量 | | |
|--------------|------------|-----------|
| 主要／ 付随的 | 吸収活動 | 温室効果ガスの種類 |
| 主要 | 地上部バイオマス蓄積 | CO2 |
| 主要 | 地下部バイオマス蓄積 | CO2 |

| プロジェクト実施後排出量 | | |
|--------------|------|-----------|
| 主要／ 付随的 | 排出活動 | 温室効果ガスの種類 |
| 主要 | | CO2 |
| 主要 | | CO2 |

4 吸収計画

| | | | | | |
|--------------|---|---------------|------------------|------------------|------------|
| 認証対象期間 ※1 | 平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 33 年 3 月 31 日 (8 年 0 ヶ月) | | | | |
| 吸収計画※2 | 年度 | ベースライン 吸収量 | プロジェクト 実施後吸収量 | プロジェクト 実施後排出量 | 吸収量 |
| | 平成 25 年度 | 0 t-CO2 | 177.3 t-CO2 | t-CO2 | 177 t-CO2 |
| | 平成 26 年度 | 0 t-CO2 | 212.9 t-CO2 | t-CO2 | 212 t-CO2 |
| | 平成 27 年度 | 0 t-CO2 | 267.7 t-CO2 | t-CO2 | 267 t-CO2 |
| | 平成 28 年度 | 0 t-CO2 | 304.6 t-CO2 | t-CO2 | 304 t-CO2 |
| | 平成 29 年度 | 0 t-CO2 | 319 t-CO2 | t-CO2 | 319 t-CO2 |
| | 平成 30 年度 | 0 t-CO2 | 306.8 t-CO2 | t-CO2 | 306 t-CO2 |
| | 平成 31 年度 | 0 t-CO2 | 304.3 t-CO2 | t-CO2 | 304 t-CO2 |
| | 平成 32 年度 | 0 t-CO2 | 298.2 t-CO2 | t-CO2 | 298 t-CO2 |
| | 合計 | 0 t-CO2 | 2190.8 t-CO2 | t-CO2 | 2187 t-CO2 |

※1 認証対象期間は、プロジェクト開始日の含まれる年度の開始日から平成 33 年 3 月 31 日までの間で設定すること。

※2 吸収量の算定方法については、別紙 A.2 に記載すること。

5 データ管理

データの品質を確保するための仕組みとして、データ収集・集計等体制の整備と個別データの信頼性の向上について以下に記載する。詳細については、Jークレジット制度実施規程（プロジェクト実施者向け）「2.4」を参照のこと。

5.1 モニタリング体制

| | |
|--------------|----------|
| データ管理責任者 ※1 | 農林課 課長 |
| モニタリング担当者 ※1 | 農林課 林務係長 |

※1 担当者の組織、役職名を記載すること（個人名は不要）。原則として、それぞれ別の担当者をおくこと。

5.2 モニタリングデータの収集・記録・保管

| | |
|--------------------------|--|
| モニタリングデータの収集・記録・保管の手続 ※1 | <ul style="list-style-type: none">・プロジェクト実施後の間伐面積を測量し、データを保管する。・地位特定に関するプロット調査結果を保管する。・毎年の吸収量を集計表に記録する。・施業の実施届等を保管する。 なお、上記の記録は御嵩町公文書規程に基づき、適切に管理される。 <ul style="list-style-type: none">・モニタリング実施前に、その都度、実施方法について関係者を招集し、モニタリング方法についての教育訓練（確認）を実施する。・モニタリング報告書作成時に、以上で示したモニタリングデータの収集・記録・保管活動の実施状況について、御嵩町公文書規程に定められた文書主管課の内部監査（確認）を受ける。 |
| データ保存期間 ※2 | 認証対象期間終了後 <u>10</u> 年間 |

※1 認証対象期間において複数の担当者がモニタリングを行う場合には、全ての担当者が適切にモニタリングデータの収集・記録・管理を行うための仕組みも併せて記載すること。その際、森林管理のための巡視を行う体制を明記すること（森林の巡視とは、一般的に、森林の保全管理及び森林の産物の盗採、林野火災等の森林被害の防止及び発見のために、定期的及び必要に応じ森林において行うもの）。

※2 原則認証対象期間終了後 10 年間とする。

6 特記事項

6.1 吸収量に影響を与える可能性のあるリスクの特定について ※1

| |
|---|
| 吸収量に影響を与える可能性のあるリスクがあるか <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
|---|

※1 プロジェクト排出量が増加し、プロジェクト吸収量を上回る可能性のあるリスクも含む。リスクの例は、記載例を参照

(「有」にチェックした場合に記入)

| 項目 | 概要 |
|-------|---|
| リスク要因 | 台風等による被害が想定される。対策として適正な間伐や大きな伐開地を設けないなど、施業により対策を講じる。また森林国営保険に加入し、火災及び自然災害のリスクに対応している。 |

6.2 ダブルカウントの防止措置について

| |
|--|
| 類似制度へプロジェクトを登録しているか。 <input type="checkbox"/> 登録している (類似制度名： _____) 類似制度での認証予定期間： _____) <input checked="" type="checkbox"/> 登録していない |
|--|

6.3 法令等の義務の有無について

| |
|--|
| プロジェクトの実施は、法令等の義務履行によるものではないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等の義務履行によるものではない。 <input type="checkbox"/> 法令等の義務履行によるものである。 |
|--|

6.4 認証対象期間の設定について

| |
|--|
| 認証対象期間の前後の年度に、主伐の実績又は計画はないか。 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 有の場合、認証対象期間は、クレジットを過大に発生させる目的で、主伐の時期を意図的に避けて設定していないか。 <input type="checkbox"/> 意図的に避けたものではない (設定の考え方： _____) (例) 森林経営計画の計画期間を認証対象期間としている |
|--|